

★国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度について（措置法第70条の非課税）

相続等により取得した財産を、相続税の申告期限までに国や地方公共団体その他一定の法人等に贈与した場合、所定の要件の下で、その贈与した財産の価額は相続税の計算上非課税となります。

今回はこの制度を、過去の裁決例を交えてご紹介します。

（塚越康仁）

◎制度の概要と非課税となるための要件

贈与の相手方	①国、地方公共団体 ②特定の公益法人 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定める特定の公益法人。
贈与財産の範囲	相続又は遺贈により取得した財産であること 相続等により取得した土地や有価証券そのものを贈与した場合に、その土地や有価証券の評価額が非課税となります。 相続等で取得した不動産や有価証券を売却したことにより取得した金銭等は、預貯金を解約受領した現金を除き「相続又は遺贈により取得した財産」には該当しません。
贈与の期限	相続税の申告書の提出期限 なお相続税申告書の提出期限後に相続財産とみなされる退職手当金の支給が確定した場合で、その退職手当金を贈与する場合は、その退職手当金に係る期限後申告書や修正申告書を提出する時までには贈与すればよいとされています。
適用手続	相続税の申告書に、この特例の適用を受けようとする旨を記載し、かつ、特例の適用を受ける贈与をした財産の明細書その他所定の書類を添付して申告すること。
適用除外	①特定の公益法人で贈与を受けたものが、その贈与があった日から2年を経過した日までに特定の公益法人に該当しないこととなった場合 ②贈与により取得した財産をその贈与があった日から2年を経過した日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合

◎公益法人等に相続財産を寄附した場合のみなし譲渡益課税

個人が、現金以外の譲渡損益を生ずる財産を法人に寄附した場合、その寄附時の時価で財産の譲渡があったものとみなされ、被相続人の財産取得時から相続人の寄附時までの値上がり益に対して所得税が課税されます。

みなし譲渡益に対する課税を受けないようにするためには、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書」を寄附者の納税地を所轄する税務署に対して提出する必要があるなど、煩雑な手続きが必要となります。そのため現金以外の財産を寄附する場合には注意が必要です。

◎裁決例紹介

＜相続により取得した退職手当金で購入したファンドの解約金を寄付した場合に措置法第70条の適用があるとされた事例（昭和63年11月裁決）＞

（概要）

相続等により取得した財産のうち、現金・預貯金は、その表示された金額が経済的価値そのものであるから、他の財産と異なり個別性・特定性が極めて薄く、取得した後に運用されても最終的な代替物が現金・預貯金であれば相続財産として変質していないため、相続により取得した財産から贈与されたものと認めるのが相当である。

◎留意点

この非課税措置の適用を受けるためには相続した財産そのものを贈与しなければならず、現金以外の財産を贈与する際は手続きが煩雑となります。また贈与の相手方から発行される証明書等の書類を相続税申告書に添付して申告をすることが要件となっています。証明書等を申請してから実際に発行されるまで数か月かかることもあるため、相続税の申告期限を確認の上で検討されることをお勧めします。